入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年２月４日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
金沢支社長　片岡　慎一

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17

1　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量　金沢支社管内　湿塩散布車購入（2021年度）　湿塩散布車　４台

⑶　購入等案件の仕様等　入札説明書、証明書等作成要領及び仕様書による。

⑷　下取りに供する物品　有

⑸　履行期間　契約締結日の翌日から令和３年10月31日まで。

⑹　納入場所　中日本高速道路株式会社　富山高速道路事務所（１台）、中日本高速道路株式会社　金沢保全・サービスセンター（１台）、中日本高速道路株式会社　敦賀保全・サービスセンター（２台）

⑺　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載することとします。なお、本件入札は、「せり下げ方式」によることとし、契約制限価格の設定はありません。なお、「せり下げ方式」による入札方法は、入札説明書及び入札者に対する入札指示書を参照すること。

2　競争参加資格

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。規則第11条の規定に該当しない者とは、次の各号に掲げる者でないことをいう。

一　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者

二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者。

イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督または検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　会社と係争中である者

チ　役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

リ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等

ヌ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等

ル　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等

ヲ　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

ワ　自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者

カ　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者

三　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者

⑵　入札書の受領期限の日までに以下の書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

①　商業登記簿謄本の写し

②　直近の財務諸表類

③　過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則）別紙第９号様式（その３、その３の２、その３の３のいずれか）の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響により③が提出できない者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その１）」をもって代えることができるものとする。

④　会社の経歴を記載した書類（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該支社等の長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再確認を受けていること。）

⑶　入札書の受領期限から開札の日までの期間に資格登録停止又は取引停止を受けている期間中でないこと。

⑷　平成22年度以降に同種機械の納入実績もしくは製造実績のいずれかを証明した者であること。なお製造実績は同種機械の主体的部分の製造実績とする。同種機械とは「維持補修用機械・交通管理用機械標準仕様書集　中日本高速道路株式会社」に示す湿塩散布機若しくは薬剤散布機を大型トラックに架装し、路面凍結防止剤の散布作業等を行う機械をいう。同種機械の主体的部分は架装（湿塩散布機）とする。

・納入実績

①　納入実績については、契約書の写しにより同種機械の納入実績が確認できること。但し、中日本高速道路株式会社以外での納入実績の場合は、契約書の写し及び製作仕様書を提出できること。

②　製造業者で同種機械の納入実績がない場合は、代理店等による納入実績が証明できる資料及び納入した機械の製作仕様書を提出できること。

・製造実績（主体的部分に対して要求）

①　製造実績は、製作仕様書により同種機械の主体的部分の製造実績が確認できること。

②　代理店等の場合において同種機械の主体的部分の製造実績がない場合は、納入予定機械の製造業者の納入実績が確認できる資料を提出できること。さらに納入予定機械の製造業者の代理店等であると証明できる資料が提出できること。

※製作仕様書　製作仕様書とは、同種機械又は主体的部分について作成された全体組立図、各部詳細図及び機械緒元表をいう。

⑸　当該購入等に関し迅速なアフターサービスかつメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

・アフターサービス体制

①　直営工場または協力会社工場等が納入場所から24時間以内に到着できるところに確保した者であること。

②　上記工場が国土交通省令等で定められた「自動車分解整備事業者」であること。

③　故障発生時、緊急時の技術者の連絡体制及び派遣体制が確立された者であること。